

介護保険料 仮徴収平準化のお知らせ

1 仮徴収・本徴収とは

年金から保険料を天引きすることを特別徴収といいます。

特別徴収のうち、保険料額が決定する前に前年度第6期（2月の徴収）の保険料額と同額を徴収する保険料徴収の期間（4月、6月、8月）を「仮徴収」、保険料決定後の保険料徴収期間（10月、12月、2月）を「本徴収」といいます。

令和7年度	令和8年度					
期区分	1期	2期	3期	4期	5期	6期
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮・本徴収	仮徴収			本徴収		

2 平準化とは

仮徴収の保険料額は前年度第6期（2月の徴収）の保険料額と同額を徴収しておりますが、仮徴収を全て前年度第6期（2月の徴収）の保険料額で徴収した場合、仮徴収の保険料額と本徴収の保険料額に大きな差が生じる方の保険料について、本年度第2期以降（6月の徴収以降）の保険料額を調整し、仮徴収の保険料額と本徴収の保険料額の均一化を図るものです。

3 平準化の一例（前々年度の所得段階が7段階で前年度が5段階だった場合）

令和6年度（前々年）の所得段階より令和7年度（前年度）の所得段階が1段階下がり、第6期（2月の徴収）の保険料額が他の期の保険料額の平均に比して少なくなっていた。

令和7年度	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
（前年度）	保険料額	16,300	16,300	16,300	8,900	8,900	8,900

① 平準化しなかった場合

仮徴収の保険料額は、その年の保険料額が決定していない期間での徴収となるため、前年度第6期（2月の徴収）の保険料額を基準に今年度も5段階であると仮定し徴収

令和8年度	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
（本年度）	保険料額	8,900	8,900	8,900	16,300	16,300	16,300
	仮・本徴収額	仮徴収保険料額 26,700			本徴収保険料額 48,900		

② 平準化した場合

平準化により仮徴収と本徴収の保険料額を均一化

令和8年度	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
（本年度）	保険料額	8,900	14,500	14,400	12,600	12,600	12,600
	仮・本徴収額	仮徴収保険料額 37,800			本徴収保険料額 37,800		

《注意事項》

- ① 平準化により年間の保険料額が変わることはありません。
- ② 平準化を行う時点では、本年度の年間保険料は確定していないため、前年と同じ所得段階と仮定して算定します。
- ③ 仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません。
- ④ 毎年所得の変動が大きい場合等は、特別徴収される額が均等にならない場合があります。

*通知書の見方につきましては裏面をご覧ください

《通知書の見方》

年間保険料額

①

① 4月、6月、8月は「仮徴収」といい、保険料額が決定する前に前年度第6期(2月の徴収)の保険料額と同額を徴収するため、年間保険料額は記載していません。

期別保険料

月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月～3月		①		①		
計						
合計		②		③		
差引増減額		④				

①特別徴収の場合の納期別の保険料額 ②変更前の年間保険料額 ③変更後の年間保険料額
④変更後と変更前の保険料の差額

保険料算定の基礎

	期間	月数	保険料段階	保険料額	保険料算出額	減免額	減免後保険料額
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

4月、6月、8月は「仮徴収」といい、保険料額が決定する前に前年度第6期(2月の徴収)の保険料額と同額を徴収するため、保険料算定の基礎及び保険料段階の算出根拠は記載していません。

よくあるご質問

Q1 今回の介護保険料特別徴収(仮徴収)額の変更(平準化)は必要なのか？

A1 前々年と前年の介護保険料年額が違う場合、介護保険料の仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)の金額にばらつきが生じることがあります。そのばらつきを是正するため、介護保険料特別徴収(仮徴収)額の変更(平準化)を行います。

Q2 収入は変わっていないのに、なぜ保険料額が上がって(下がって)いるのか？

A2 仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)における金額の差をなくすための6月・8月分の保険料額の調整です。本年度における年額の決定は7月にお知らせします。

Q3 なぜ4月の徴収額は変更にならず6月から変更になるのか？

A3 制度上、変更が認められている月が6月と8月となっているためです。

Q4 今後の保険料はどうなるか(10月以降の記載がないが8月までなのか)？

A4 10月以降の保険料は本年度の7月に決定されます。

7月中旬に、本徴収額(10・12・2月)が記載されている通知書を送付致します。

Q5 そもそも変更前の保険料額を通知してもらった覚えがない どうなっているのか？

A5 変更前の保険料は、前年の7月に発送させていただいた“介護保険料納入通知書兼特別徴収(仮徴収)開始通知書”にてお知らせさせていただいております。

お問い合わせ先

島原地域広域市町村圏組合介護保険課 TEL:0957-61-1105 (受付:月～金 08:30～17:15 ※祝日を除く。)